

熊谷市農業委員会 第 9 回総会議事録

令和 4 年 4 月 2 8 日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第9回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年4月28日(木) 午後1時30分
 (2) 閉会の日時 令和4年4月28日(木) 午後3時00分
 (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
 (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
 (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	1 6	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	1 7	欠	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	1 8	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	1 9	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	2 0	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	2 1	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	2 2	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	2 3	出	田沼 寛央
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	細田 文男
1 1	出	鯨井 章男	2 5	欠	森 一男
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	奥野 進	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 競売買受適格者の証明について（3条）

(2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第9回総会を開会いたします。 それでは、はじめに、木部会長からご挨拶をいただきます。
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局次長	本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり)
議長	議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、18番、腰塚委員、19番、上山委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 議案第6号 競売買受適格者の証明について（3条） 以上、6議案です。よろしくご審議願います。

議長	各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、はじめに議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 申請件数については全部で１４件となっており、取引額、現地確認日等は議案書資料に記載されているとおりとなります。 農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。
議長	なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件でございます。議案番号７については受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席)
議長	それでは、議案番号７について、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における、議案番号７について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。 (〇〇委員 入室)
議長	続きまして、ただいま審議いたしました議案番号７以外の案件について、質疑意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議長	特に、質疑、意見もないようですので、これより採決いたします。 議案第 1 号における議案番号 7 以外の案件について本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については全 17 件、内訳は、「自己用住宅」 14 件、「建築条件付住宅」 1 件、「太陽光発電設備用地」 2 件です。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については 1 件、当初建売住宅計画を特定建築条件付売買に計画変更となりました。

	農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局	次に、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。 申請件数は６５件、１１４筆、１３４,０９２.００平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。
議長	本案について、議事参加者の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。 議案番号５から８については、借受人が、私、木部となっておりますので、議事参加制限により一時退席します。 その間、議長を夏目職務代理に代わって頂き審議をお願いします。 (木部会長 退席) (議長を夏目職務代理に代わる)
職務代理	議案番号５から８について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。 それでは、議案５から８について、疑義、意見を求めます。疑義、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これにより採決いたします。 議案第５号における議案番号５から８について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。 (木部会長 入室)
議長	続きまして、ただいま審議いたしました議案番号５から８以外の案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議長	特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による議案番号５から８以外の農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第６号、競売買受適格者の証明について（第３条）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	事務局から説明にもあったとおり、本案につきましては、本日審議により買受人が適格を有する旨を証明することを妥当とし、買受適格者証明書を交付し、その証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本議決をもって所有権の移転に関する３条許可の議決をなしたものとみなすことも併せて承認頂くこととなりますので慎重審議をお願いいたします。なお、証明に沿った買受かどうかの判断は会長が行うこととされております。 本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
関口委員	申請者の〇〇氏は〇〇〇在住で現地が〇〇ですが、距離的な問題はクリアできますか。また、〇〇〇平米の土地の具体的な作付計画について教えてください。
事務局	距離的な問題ですが、該当地の近くに申請者の娘夫婦が住んでいると聞いており、娘夫婦の土地は申請者の所有です。 許可になったら家族で耕作するとの話を聞き取りしております。 また、申請者は熊谷市〇〇にも農地を所有し、適正に管理されています。 以上の点から、市をまたぎますが耕作可能と判断しました。 作付計画については、野菜を作っていくとのことでした。
議長	他にご意見等がございますか。

	(なしの声)
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 6 号、競売買受適格者の証明について（第 3 条）について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手 多数)
議長	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で、全議案の審議が終了しました。 続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局次長	木部会長、ありがとうございました。 次に次第の 6、その他に移らせていただきます。
事務局	【令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について説明、協議、決定を行ったほか、令和 4 年度農業関係予算、令和 4 年度熊谷市農業施策に関する意見書に対する回答について説明する。】
事務局次長	事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。
	(なしの声)
事務局次長	それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。
職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
賛田 敦嗣
滝口 悠太

令和4年4月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 腰 塚 菜穂子

署名委員 上 山 豊 明